

部会ニュース「7-27」を発行しました。

下記のとおりお知らせします。

■サ高住など介護サービスの実態調査結果を報告 厚労省検討会

- ・「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」が、4月28日に開催され、井上由起子構成員（日本社会事業大学専門職大学院教授）は、サービス付き高齢者住宅（サ高住）などの介護サービスの提供実態を把握する調査で、管理費などを含む基本サービス費が低い事業所ほど介護保険の支給限度額に対する利用割合が高いとする結果を示した。
- ・調査は、厚労省の2024年度の老健事業として日本総合研究所が実施したもの。関東・近畿地方の政令指定都市と中核市、九州地方の一般市を含む7市のサ高住などを対象に、24年3月分の介護給付の実績データを分析した。
- ・その結果、基本サービス費が3.5万円以上で比較的経済的な余裕がある人を利用対象とする事業所では、訪問・通所介護事業所などの併設割合が3.5万円未満の事業所よりも高かった。一方、介護保険の支給限度額に対する利用割合は、基本サービス費が3.5万円未満の事業所で高かった。
- ・井上構成員は同検討会で「経済的余裕がある人の利用が多い事業所では介護サービスを複数用意しているものの、必ずしも介護保険の利用を前提としていないことが見受けられる」と指摘。また、この調査では生活保護受給者の41.2%がサ高住などに入居していたことが明らかになったとし「経済的余裕のある人が少ない事業所ほど、介護保険の支給限度額に対する利用割合が高い傾向があった」と説明した。
- ・意見交換では、この調査に携わった高野龍昭構成員（東洋大学福祉社会デザイン学部教授）が、生活保護受給者が入居する事業所の中には、入居費用を抑える代わりに併設する訪問介護事業所などの介護サービスを過剰に提供し、売り上げを補填している可能性があることに言及。「事業者の届け出時に事業運営の体制などをチェックする必要があるかもしれない」との考えを述べた。

※詳細は下記資料をご参照ください。

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会（第2回）
の資料について（令和7年4月28日（月））

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57450.html